

「上峰町立学校学習用端末利用の手引き」

(児童生徒・保護者用)

本手引きについて

上峰町教育委員会では、児童生徒の皆さんの学習をさらに充実させるために、一人一人に専用の学習用端末を貸与します。学習用端末は正しく利用すると学習の充実が期待できますが、誤った使い方をするとトラブルに巻き込まれる可能性がある道具です。この手引きは、皆さんが貸与された学習用端末を正しく使用することができるように作成したものです。この手引きに書いている約束を守り、自らの学習を高めていきましょう。

令和3年7月作成(令和4年3月改正)

上峰町教育委員会

1 学習用端末の貸与について

- (1) 対 象 上峰小学校、上峰中学校に在籍する児童生徒
- (2) 貸与条件 手引きに書かれている内容を理解し、約束を守って使用することに本人及び保護者が同意していること。
- (3) 貸与期間 小学校入学から中学校卒業まで(卒業生が使用した端末を入学生が引き継ぐ)

2 学習用端末の使用場面

- ・ 学校で行われる授業
- ・ 自宅に持ち帰って授業を受けるオンライン授業
- ・ 自宅に持ち帰って行う宿題や自主学習
- ・ その他、学校が使用を指示した学習場面

3 学習用端末を使用するときの約束

(1) 使用全般について

① よりよく学習するために

- ・ 学校の指示を守り使用します。
- ・ 学習以外の目的で使用しません。

② 端末が故障しないために

- ・ 手を洗ってから使用します。(汚れた手で使いません)
- ・ 落としたり踏んだりなど、端末に強い力を加えません。
- ・ 画面は指でふれます。(鉛筆やボールペンなどでふれません)

③ 効率よく使うために

- ・ 端末の設定は、学校の許可なく変更しません。
- ・ 作成したデータは学校から指定されたフォルダに保存します。

④ 安心・安全に利用するために ートラブルや犯罪に巻き込まれないためにー

- ・ 学習に関係ないホームページや動画は見ません。
- ・ はじめから端末に入っているソフトや学校が許可してインストールしたソフトを使用します。はじめから端末に入っているソフトを削除したり、他のソフトをインストールしたりしません。
- ・ 学習用端末にUSBなどの他の機器は接続しません。
- ・ 他人の端末を借りたり、勝手に使ったりしません。
- ・ アカウントやパスワードは他人に教えません。
- ・ アカウントは貸与された端末だけで使用します。
- ・ 自分や他人の個人情報(名前、住所、写真、動画など)をインターネット上に公開

しません。

※ 端末の使用状況(インターネットやソフトの使用履歴)については、教育委員会が定期的に確認を行います。また佐賀県では、投稿の内容が本人または周囲のトラブルや不利益にならないようネットパトロールが実施されています。

⑤ 健康のために

- ・ 端末から目を 40 cm くらい離して使用します。
- ・ 1 時間使用したら 10 分くらい休みます。

(2) インターネットを使うとき

- ・ インターネット上にある画像や動画、音楽などの作品を相手の許可なくダウンロードしたり、ダウンロードしたものをインターネット上にアップロードしたりしません。
- ・ 自分や他人の個人情報(名前、住所、誕生日など)は入力しません。

(3) カメラ機能を使うとき

- ・ カメラを使う場合は、事前に先生や保護者の許可をもらいます。
- ・ 他の人や他の人の持ち物、場所などを撮影するときは必ず相手の許可をもらいます。間違っって映ってしまった場合、相手の許可なくデータを保存しません。

(4) 家庭で使用するとき

- ・ 友だちの家など自宅以外で使用しません。(自宅以外で使用しなければならない特別な事情がある場合は学校に相談してください。)
- ・ 家庭でインターネットへ接続する時は、家庭の通信環境を利用します。通信環境がない家庭は、町から借りた Wi-Fi ルーターを使用してインターネットに接続します。
- ・ 食べ物や飲み物を端末の近くにおきません。
- ・ 家庭で使用したあとは、家庭で充電をして端末を学校に持ってきてください。

(5) 自宅でオンライン授業を受けるとき

- ・ 入室に必要な ID やパスワードを他人に教えません。
- ・ 子ども同士でミーティングを開きません。
- ・ 授業中に子ども同士でチャット機能を使った会話は行いません。
- ・ 授業のために配信された資料や授業映像を撮影・録画したり、インターネット上にアップしたりしません。

上記の約束の中で、個人情報や肖像権、著作権に関することは、法律に抵触する可能性があるため特に注意が必要です。

肖像権 … 許可もなく勝手に写真や映像を撮られ、またそれを公開されない権利

著作権 … 自分で作った作品を、他人に勝手に使われない権利

例えば、違法であるとしながら故意に行った音楽や動画のダウンロードに対しては、「2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはこれを併科」とされています。(著作権法第119条)

6 同意書の提出について

端末の貸与を受ける際、この手引きに書かれている内容を確認し同意書(別紙)を提出します。同意書は毎年度4月に提出します。

7 困ったときの対応

(1) 貸与された端末やWi-Fiルーターの故障、破損、紛失などについて

- ① 問題が発生したら、学校であれば先生、家庭であれば保護者に必ず連絡します。
- ② 自分の判断や家庭の判断で問題を解決しようとせず、学校の指示のもと問題の解決にあたります。
- ③ 故意または不注意、この手引きに書かれている約束を守らないことで故障や破損、紛失などが起きた場合、家庭に補償をお願いすることがあります。

(2) 情報漏洩、いじめ、ネット勧誘などのトラブルについて

- ① 問題を発見したら、学校であれば先生、家庭であれば保護者に必ず連絡します。
(自分の問題だけでなく、友達の問題でも発見したら見過ごしません)
- ② 問題を発見したら、端末のスクリーンショット機能を使い画像として画面を保存しておきます。
- ③ 勧誘のページなど、あやしいページを開いた場合はページを閉じ、先生や保護者に知らせます。

【連絡・相談先】

上峰小学校	TEL : 52-3835
上峰中学校	TEL : 52-3834
上峰町教育委員会	TEL : 52-3908

参考・引用

葛飾区教育委員会『かつしかのGIGAスクール「主体的・対話的で深い学び」の推進に向けて
家庭で見守る1人1台タブレット端末活用ルール(保護者用)』 令和3年3月